

府立学校における今後の教育活動について

令和4年1月25日 教育庁

1月27日以降、府立学校においては、改めて

- 毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底する
- 体調不良の場合は登校を控えるよう指導を徹底する
- 下校時等の児童生徒どうしによる飲食を厳に慎むよう指導する

こととし、具体的な教育活動の実施にあたっては、以下のとおりとする。

1 授業

- 感染リスクの高い活動は実施しない
- 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続
- 不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を実施

2 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事

- 感染防止対策を徹底したうえで実施

3 学校行事

- 来場者（保護者等）も含めて感染防止対策を徹底したうえで実施

4 部活動

- 感染リスクの高い活動は実施しない
- 更衣時に身体的距離を確保するよう指導
- 合宿や府県間の移動を伴う練習試合（合同練習を含む）は実施しない

- 市町村立学校及び私立学校については、府立学校と同様の対応を要請